

資料紹介

法文化から地域を見る

佐々木有司編『法の担い手たち』
国際書院 2009年 311ページ。

本書は「法文化(歴史・比較・情報)叢書」シリーズの第7巻である。同シリーズは、さまざまな時代や地域の法のあり方を捉え、「各時代・各地域の時空に視点を据えて、法文化の時間的・空間的個性に注目」すべく刊行された。執筆陣の研究対象地域はヨーロッパから中東、東アジアまで多岐にわたり、「所有権」「市場」「租税」などのテーマに沿って、さまざまな時代の、興味深い事例研究の数々が編まれている。

さて本書はとくに「法の担い手」すなわち、法の形成・運用に携わるのがどのような人々であったかという点に注目したものである。本書の構成は以下のとおりである。

- 序 法の担い手たち(佐々木有司)
- 第1章 ローマ元首政の始まりと法学者 ラベオとカピトーの軌跡から(林智良)
- 第2章 コバルピラスと普通法(佐々木有司)
- 第3章 イギリスの議会主権におけるダイシー伝統の部分的変更の兆し ソバーン事件判決の意味するもの(加藤紘捷)
- 第4章 市民による無償の法的助言活動は禁止されねばならないのか ドイツの「法的助言法」および「法的サービス法」の問題点(荒井真)
- 第5章 譜代藩内藤家の藩主と「御條目」草創期の家中法度の分析を手がかりとして(神崎直美)
- 第6章 法律の制定 内閣立法と議員立法(浅野善治)
- 第7章 企業法務における法の担い手(大隈一武)
- 第8章 法の担い手の特殊日本の存在形態 “擬似的法の支配”の担い手としての準

法曹(萩原金美)

- 第9章 清代の監獄運営 囚人の衣食の問題を中心に(喜多三佳)
- 第10章 解釈が改正か 香港基本法解釈のメカニズム(廣江倫子)
- 第11章 イスラーム法と執行権力 19世紀イランの場合(近藤信彰)

以上からも明らかなように、本書にはきわめて多様な時代と地域における具体的な事例研究が集められている。それぞれの章は個別の事例の詳細な解説であるので、全章を通して読む必要は必ずしもない。しかし一見お互いに無関係な事例群をもとに、普遍的な法学上の問題設定を行うための読者の想像力が鍛えられると言えそうだ。

一方、そのような時空を越えたアプローチとは別に、本書の第11章「イスラーム法と執行権力 19世紀イランの場合」は中東地域の研究者たちの独自の関心にも大いに応えている。筆者は、これまでオスマン朝下の事例をもとに中東全域に一般化して論じられてきた「イスラーム法体系」およびその法運営に関する理解に疑問を呈し、地域ごとの個性に着目する。19世紀イランにおけるさまざまな事例を取り上げ、シャリーア法廷とディーヴァーンハーネの果たした役割や、「法の権威」と「執行権力」との実質的な違いを論じている。さらにまた、シャリーア、カーヌーン、ウルフ(オルフ)の並存によって機能したとされる「イスラーム法体系」が実は限られた時代・地域における法のあり方ではなかったかと問いかける。あらためて、イスラーム法が支配した地域の多様性に読者の眼はひらかれよう。

現代の中東諸国の実定法世界を研究するうえで、本書(および同シリーズ)は多くのヒントを授けてくれそうである。

(岩崎 葉子)

エジプトの農村 / 都市二元論再考

岩崎えり奈『変革期のエジプト社会：マイグレーション・就業・貧困』

発行：書籍工房早山 発売：図書新聞 2009年
216ページ。

本書は、緻密な世帯調査をもとに、エジプト研究におけるカイロ(大都市)対地方(農村)という従来の二項対立的な構図を批判的に再検討した労作である。

筆者によれば、中東研究はこれまで歴史研究をはじめとする人文科学に主導されてきた。社会科学における研究は、混迷する中東情勢を背景として政治研究を中心に蓄積が進みつつあるものの、人々の社会経済生活に関する研究はいまだに限られている。さらにエジプト研究について言えば、ナイルの水に依存する水利社会という性格と、そこに生まれる極端な中央集権的社会像を背景として、カイロ(大都市)対地方(農村)という二元論的な発想が、都市化、貧困、労働移動、イスラム主義運動といった課題への接近を規定してきた。こうした研究状況を許してきた主要な要因は、政治的・軍事的な理由で、実証的で定量的な分析に不可欠な個人・世帯を単位としたミクロなデータの不足にあった。だが、1990年代以降「ミレニアム開発目標」に代表される貧困や社会的セーフティネットへの国際的な関心の高まりのなかで、現状把握・分析の必要性への認識が高まることで、統計資料へのアクセスや社会調査が以前よりも容易になり、精緻なデータを用いた分析が増えてきたという。

本書はこうした研究状況を踏まえ、新たに公開されたエジプト中央統計局による家計調査のデータセット、および日本国内の研究機関が中央統計局と共同で実施した世帯調査によって収集されたオリジナルなミクロデータを用いて、エジプト経済にとって重要なテーマである貧困、就業、労働移動をキーワードとする分析を行った。本書の構成は以下のとおりである。

序

第一章 エジプト農村部と大カイロにおける就業と所得分布の構造

第二章 農村出身者の大カイロへの労働移動

第三章 調査地における農村出身者の就業と所得・貧困

結

分析から導かれた具体的な発見は多岐にわたりここで紹介することはできないが、ひとことでまとめるなら、農村 / 都市の構図に収まりきらないエジプトの地域社会の多様性ということになる。手堅い定量的な分析を通じて二項対立的な構図を乗り越えた本書は、ひとりエジプトに限らず多くの途上国で共有されているであろう伝統 / 近代、農村 / 都市等の二分法的発想による社会理解への批判として読むことも可能である。

(村上 薫)

トルコにおける世俗主義とムスリム民主主義

M. Hakan Yavuz, *Secularism and Muslim Democracy in Turkey*, Cambridge: Cambridge University Press, 2009, 301 pp.

トルコにおける公正発展党政権が2007年総選挙で47%の得票率で再任されてからほぼ2年が経つ。公正発展党は、著者によれば、現行の政治体制の変革を求めているという意味でイスラム政党ではないものの、有権者の支持を拡大するために宗教的主張を掲げているという意味でイスラム政治を実践している。

同政権は、1期目(2002-2007年)で保守民主主義を掲げて穏健路線を印象づける一方、経済の舵取りに成功したことで再任されたと言える。しかし第2期目に入ると、第1期目に実現できなかった大学でのスカーフ着用自由化など、世俗主義者と対立する議題に着手した。同時に、世俗主義的市民の間で、

イスラム的規範を強制する社会的圧力が強まっているとの懸念も広がった。

本書はこのような最近の情勢をも踏まえて、公正発展党が宗教的自由化を民主主義体制下でどのように実現させようとしているのかを検討している。内容は、結党の経緯、イデオロギー・指導部・組織、代表的指導者の個人的特質、トルコにおける世俗主義の性格、クルド問題、外交、政治的危機と2007年総選挙、などから成る。そして2007年の総選挙結果と同党出身のギュル大統領選出を、トルコにおける権力の二重性(政権は交代可能だが、国家は軍部・官僚支配)の終焉を告げるものととらえている。

ところで著者は、トルコの世俗主義を、米国の「宗教の自由」やフランスの「宗教からの自由」に対して、「国家による宗教の管理」と形容している。しかし、ここで2つの「自由」を対比させようと「管理」を持ち込んだことで特に3つ目のトルコが前者2つとどのような位置関係にあるのかがわかりにくい。実は、「宗教からの自由」を保障する名目で国家が宗教を管理しているのが(程度の差はあれ)フランスとトルコの状況ではないか。その意味で、世俗主義の類型としてはむしろ、Ahmet Kuruが提示する消極的世俗主義(国家が特定の宗教を支持しないかわりに公共圏での宗教的表出を認める 米国)と積極的世俗主義(宗教を個人の領域に留めるために国家が公共圏から宗教を排除する フランス、トルコ)という区分のほうが理解しやすい。

(間 寧)

イスラエルにおける司法の政治力

Patricia J. Woods, *Judicial Power and National Politics: Courts and Gender in the Religious-Secular Conflict in Israel*, Albany: State University of New York Press, 2008, 243 pp.

イスラエル政治において近年、司法積極主義が注

目を集めている。特に1980年代末以降、最高裁判所は国論を二分する訴訟で明確な立場を示してきた。たとえば世俗主義対宗教戒律、私益対公益を巡る訴訟で、それぞれ前者を擁護する司法判断が下されてきた。このような司法積極主義はこれまで、国内少数派の伝統エリート(欧州系ユダヤ人)が政治的覇権を維持する試みと捉えられ、カナダ、ニュージーランド、南アフリカなど文化的亀裂を抱える他の国々についても同様の現象があると指摘されてきた(代表的にはRan Hirschlの議論)。本書はこの解釈に異を唱え、代わりに、判事、弁護士、法学者などの司法専門家が構成する司法社会(judicial community)が活性化したことがイスラエルにおける司法積極主義につながったと論じる。

司法社会が活性化した最大の原因は、1970年代以降に台頭した社会運動が、人権擁護や男女平等などの主張を実現するために、司法を積極的に活用したこと(司法動員)である。人権活動家の弁護士が司法社会に浸透することにより、そこで形成される法的規範が次第に社会運動の理念を反映するようになった。他方、判事もメディアを通じて自らの司法的立場を明確にするため、活動家弁護士は判事の論理に沿った主張を行うことにより(顧客である)社会運動の要求を実現することが容易になった。さらに最高裁判所側も、個人や団体による政府に対する訴訟を1988年から認めた。これらの理由で1980年代末以降、最高裁判所への民事訴訟が急増した。そして数多くの訴訟について最高裁判所が積極的判断を行ったことにより、司法への社会的信頼度が高まり、政治的影響力も強まったというのが著者の主張である。活動家弁護士が司法社会で判事や法学者と接触、交流し、法規形成過程に関わっている様子が幾多の証言とともに生々しく描かれている。

(間 寧)

マクロ経済の現状

IMF, *Regional Economic Outlook: Middle East and Central Asia, May 2009*, International Monetary Fund, 2009, 52pp.

*Regional Economic Outlook*は、IMFが半年に一度出版する地域別の経済報告書である。中東・中央アジア編は、地域内の計30カ国が分析対象とされ、各号は直近のマクロ経済状況、今後の経済見通し、政策課題の3つの主題で構成されている。本書は、前号(2008年10月号)以降の半年間が分析対象期間となっており、国際原油価格の下落および世界金融危機の影響に焦点が当てられている。

本書では、分析対象の30カ国を、①中東地域の石油輸出国、②中東地域の石油輸入国、③中央アジア諸国、という3つのグループに分け、グループごとに分析を行っている。前号までは、石油輸出国、低所得国、新興市場国の3つに分類されていたが、本書では中東諸国と中央アジア諸国を別々に分析している。どのような基準で地域各国を分類するのは分析目的によって決められるのであろうが、マクロ経済分析に関する限り、本書のように中東諸国と

中央アジア諸国を別々に検討する方が分かりやすいのではないだろうか。

本書によれば、2008年後半以降の先進諸国を中心とする経済危機は、中東・中央アジア諸国に3つの経路で波及している。すなわち、原油価格の急激な下落、世界的な需要縮小、国際信用市場の収縮である。どの要因の影響が大きいかは、各国の経済構造や財政状況によってさまざまであるが、いずれの国においても今後一層の経済成長率の減速が予測されており、各国の実情に即した財政金融政策による経済刺激策の必要性が強調されている。

本シリーズは、各国別に詳細に分析されているわけではないが、半年ごとに出版されるため、直近のマクロ経済状況を概観するには便利である。また、いくつか設けられているコラムには各国あるいは地域内の経済トピックの解説があるなど、中東・中央アジア地域の最新の経済状況をおおまかに理解するのに適した報告書といえるだろう。なお、本シリーズは冊子本としても発行されているが、IMFのホームページから無料で全文をダウンロードすることもできる。

(土屋 一樹)